

平成26年(東)第4608号 和解仲介手続申立事件

直送済

申立人 長谷川 健一ほか2769名

被申立人 東京電力株式会社

答 弁 書

平成27年3月13日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

〒100-8560 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

被申立人 東京電力株式会社

上記代表者代表執行役社長 廣瀬直己

〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号

丸の内三井ビル

シテニューワ法律事務所(指定通知場所)

電話 03-6212-5500

FAX 03-6212-5700

被申立人代理人弁護士

棚 村 友 博



同

田 中 秀 幸



同

中 川 明 子



同

柳 澤 美 佳



(連絡担当) 同

塚 本 弥 石



同

野 尻 裕 明



第1 はじめに

平成23年3月11日に被申立人福島第一，第二原子力発電所において発生した事故（以下「本件事故」といいます。）により，申立人の皆様には避難を余儀なくされるなどの多大なるご迷惑をおかけしましたことを，改めて深くお詫びします。

本答弁書では，申立人の皆様からのご請求について，被申立人の考えを申し述べさせていただきます。

第2 初期被ばくを受けたことによる慰謝料のご請求について（申立の趣旨第2項）

1 申立人のご請求内容

申立人は，本件事故により，短期間で高線量の放射線を浴び，放射性物質を摂取した結果，がん，臓器不全，白血病などの重病の発症のリスクにおびえながら日常生活を送ることを余儀なくされており，申立人のかかる健康被害のおそれは平穩生活権に対する著しい侵害であるとして，初期被ばくによる精神的損害に対する慰謝料として，1人当たり300万円の賠償を求めておられます（申立書2頁，76～77頁）。

2 被申立人の主張

一般に，申立人が主張するような法的な権利侵害としての精神的損害が認められるためには，主観的に漠然とした危惧感を抱くというだけでは足りず，その前提として，科学的根拠に基づく客観的かつ具体的な健康被害の危険が存在することが必要であると解されます。

本件の申立人はいずれも，本件事故発生当時，飯舘村において，現在帰還困難区域，居住制限区域又は避難指示解除準備区域¹（いずれも旧計画的避難区域）に指定されている地区にお住まいの方々であったとのことですが，以下の事情を踏まえれば，申立人の皆様の飯舘村からの避難前に生じた低線量被ばくによる健康影響（リスク）は十分に低く，科学的知見に基づく客観的かつ具体的な健康被害の危険が存在したとはいうことができないものです。

¹ 申立人らの住所地の記載を前提とすれば，本件事故発生当時，帰還困難区域にお住まいであった方は2名であり，その余の申立人は居住制限区域又は避難指示解除準備区域にお住まいであったと考えられます。

(1) 計画的避難区域の指定の趣旨

飯館村は、本件事故後の平成23年4月22日に、政府により計画的避難区域に指定されたものですが、計画的避難区域の指定の趣旨は、本件事故の発生から1年間の積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれがあるため、住民等に概ね1ヶ月を目途に別の場所に計画的な避難を求めるとするものであり、国際放射線防護委員会（ICRP）と国際原子力機関（IAEA）の緊急時被ばく状況における放射線防護の基準値である20～100ミリシーベルトを考慮したものであるとされています（乙1）。

そして、内閣官房の説明（乙2）によれば、

- ・ “計画的”とは、“今すぐ”ではない、ということです。避難に際し混乱が生じないように、国などの関係機関が、該当する県および市町村と綿密に打ち合わせをした上で、「1ヶ月以内に避難を完了していただく」区域のことです（Q1）。
- ・ たしかに、現時点ではお住いの方々は安全です。・・・しかし、このまま半年から1年以上住み続けた場合には、発電所から放出された放射線量の合計が高い水準になる恐れもあります。そこで、その水準に達してから急に避難するのではなく、今のうちに前もって避難していただく方が、より安全策としては万全であると判断しました（Q2）。

とされているものです。

したがって、飯館村が計画的避難地域に指定されたとしても、そのことは、それ以前の同所での滞在が安全ではなかったことを意味するものではなく、むしろ、その避難時点までの滞在については安全である旨が明確にされ、首相官邸のホームページでも広報、周知されているところです。

申立人らも、計画的な避難に当たっては、このような計画的避難区域の趣旨についての説明を受けているものと考えられます。

(2) 低線量被ばくの健康影響に関する科学的知見

本件事故によって避難されている方々等のいわゆる低線量被ばくの健康影響については、政府の要請に基づき放射性物質汚染対策顧問会議の下に設置された「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」（以下「WG」といいます。）の場において、国内外の知見の整理、現場の課題の抽出等が行われ、その結果が報告書として取りまとめられています（乙3、以下「WG報告書」といいます。）。

このWG報告書においては、低線量被ばくについてのこれまでの科学的知見と本件事故による低線量被ばくの状況について、次のとおり記載されています。

- ア 低線量被ばくとは、最近では200ミリシーベルト以下とされることが多い（乙3の4頁）。
- イ 現在の科学でわかっている健康影響として、国際的な合意では、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされている（同4頁）。
- ウ この100ミリシーベルトは短時間に被ばくした場合の評価であるが、低線量率の環境で長期間にわたり継続的に被ばくし、積算量として合計100ミリシーベルトを被ばくした場合は、短時間で被ばくした場合より健康影響が小さいと推定されている。この効果は動物実験においても確認されている（同4頁）。本件事故により環境中に放出された放射性物質による被ばくの健康影響は、長期的な低線量率の被ばくであるため、瞬間的な被ばくと比較し、同じ線量であっても発がんリスクはより小さいと考えられる（同5頁）。
- エ 年間20ミリシーベルト被ばくすると仮定した場合の健康リスクは、他の発がん要因（喫煙、肥満、野菜不足等）によるリスクと比べても低い（同9～10頁）。
- オ 政府はこれまで、年間20ミリシーベルトを避難の基準としてきたが、人の被ばく線量の評価に当たっては安全性を重視したモデルを採用しているため、ほとんどの住民の方々の事故後1年間の実際の被ばく線量は年間20ミリシーベルトよりも小さくなると考えられる（同13頁～14頁）。
- カ 福島県が実施している「県民健康管理調査」の先行調査地域（川俣町（山木屋地区）、浪江町、飯舘村）の住民のうち、1589名（放射線業務従事者を除く。）の事故後4ヶ月間の累積外部被ばく線量を実際の行動記録に基づき推計したところ、62.8%（998名）が1ミリシーベルト未満であり、5ミリシーベルト未満が97.4%、最大は14.5ミリシーベルト（1名）であった（同14頁）。
- キ 内部被ばくについては、例えば福島県が行っているホールボディカウンターによる測定では、6608人のうちセシウム134及びセシウム137による預託実効線量が1ミリシーベルト以下の方が99.7%を占め、1ミリシーベルト以上の方は0.3%、最大でも3.5ミリシーベルト未満（平成23年10月末現在）となっている（同14～15頁）。
- ク 臓器に付与される等価線量が同じであれば、外部被ばくと内部被ばくのリスクは、同等と評価できる（同5頁）。チェルノブイリ原発事故で小児の甲状腺がんが増加した原因は、事故直後数ヶ月の間に放射性ヨウ素により汚染された牛乳の摂取による選択的な甲状腺への内部被ばくによるものとされている（同6頁）。ウクライナ住民で低線量の放射性セシウムの内

部被ばくにより膀胱がんが増加したとの報告があるが、解析方法の問題や他の疫学調査の結果との矛盾等がある。その他の疫学研究の結果も踏まえて、低線量の放射性セシウムによる内部被ばくと膀胱がんのリスクとの因果関係は、国際的には認められていない（同7頁）。

また、このWG報告書を踏まえて作成されたパンフレット（乙4）にも、「国際放射線防護委員会（ICRP）の推計では、100ミリシーベルトを被ばくすると、生涯のがん死亡リスクが約0.5%増加するとされています。」「放射線による発がんリスクは、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、リスクの明らかな増加を証明することは難しいとされています。それは、他の要因による発がんの影響で隠れてしまうほど小さいためです。疫学調査以外の科学的手法でも、同様に発がんリスクの解明が試みられましたが、現時点では、人のリスクを明らかにするには至っていません。」「100ミリシーベルトを超える線量での被ばくでは、子どもは、成人よりも放射線による発がんのリスクが高いことがわかっています。一方、子供や妊婦の被ばくによる発がんリスクについては、100ミリシーベルト以下の低線量被ばくでは、発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされています。」「東京－ニューヨーク間の航空機旅行（往復）での高度による宇宙放射線の増加0.2ミリシーベルト程度（200マイクロシーベルト程度）」、「放射線防護の観点からは、100ミリシーベルト以下の低線量被ばくであっても、被ばくによるリスクを減らすための措置を採用することが必要とされています。科学的には証明されていなくても、低線量でリスクがあり得るものとして、安全を重視した考え方を採用しています。」と記載されているところ です。

（3）文部科学省による福島県内の校舎・校庭利用判断の暫定的な目安

このような科学的知見も踏まえて、文部科学省においても、一般公衆の年間被ばく限度に関して、本件事故後の復興時において、福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断の暫定的な目安について、原子力安全委員会の意見も踏まえて、年間上限20ミリシーベルトを目安とするものとしており、児童生徒の受ける線量を考慮する上で、16時間の屋内（木造）、8時間の屋外活動の生活パターンを想定すると、20ミリシーベルト／年に到達する空間線量率は、屋外3.8マイクロシーベルト／時、屋内（木造）1.52マイクロシーベルト／時であり、これを下回る学校では、児童生徒等が平常通りの活動によって受ける線量が20ミリシーベルト／年を超えることはないとされています（乙5）。

このように、我が国の政府（文部科学省）の取り扱いにおいても、WG報

告書にあるような科学的知見に基づき、また、国際的な専門機関である I C R P の見解も踏まえ、復興時において、年間 20 ミリシーベルトまでの被ばくについては学校の校舎・校庭利用の観点からも支障がない（すなわち、社会的に許容される水準である）との考えが明らかにされているものです。この 20 ミリシーベルトという水準は、前記の科学的知見にいう 100 ミリシーベルトよりも一層低い値として設定されていますが、これは放射線被ばくは低く抑えるに越したことはないという放射線防護の考え方に由来するものであり、20 ミリシーベルトを超えたら健康影響があるという考え方に基づくものでないことは、上記の科学的知見からしてもいうまでもありません。

そして、放射線防護の観点からは、仮に、かかる低線量であっても被ばく線量に対して直線的に発がんリスクが増加するという考え方に従ってリスクを比較したとしても、「年間 20 ミリシーベルト被ばくと仮定した場合の健康リスクは、例えば他の発がん要因（喫煙、肥満、野菜不足等）によるリスクと比べても低い」とされ、喫煙（1000～2000 ミリシーベルトの被ばくと同等）、肥満（200～500 ミリシーベルトの被ばくと同等）、野菜不足や受動喫煙（100～200 ミリシーベルトと同等）よりも低いとされているところです（乙3の9頁、乙6の6頁）。

なお、申立書47頁によれば、飯舘村において、平成23年3月下旬から4月にかけて、放射線健康に関する複数の専門家の講演が行われており、健康に影響を及ぼすものではない旨の科学的知見についての説明が村民の方々に行われているとのことですので、飯舘村の方々に対しても、上記で述べたような低線量被ばくと健康影響に関する科学的知見について、専門家による情報の提供がなされていたと考えられます。そして、その後、飯舘村が計画的避難区域に指定されたとしても、その指定の趣旨は、現在は安全であるが、今のうちに前もって避難していただく方が、より安全策としては万全であるとの判断に基づくものですので（乙2参照）、上記の科学的知見や専門家の説明の内容が誤りであったということは何ら意味するものでないことに留意する必要があります。

（4）申立人ら各人の具体的な被ばくの程度について

本事案において、申立人らが具体的にどの程度の被ばくを受けていたのかは、滞在期間や屋外にいた時間等によって異なると考えられ、具体的には明らかではありませんが、現実には、申立人らのほとんどについてその被ばく量は年間20ミリシーベルトを大きく下回るものと考えられます。

まず、外部被ばくについてみると、前述の福島県が実施した「県民健康管理調査」の先行調査地域（川俣町（山木屋地区）、浪江町、飯舘村）の住民

のうち、1589名（放射線業務従事者を除く。）の事故後4ヶ月間の累積外部被ばく線量を実際の行動記録に基づき推計したところ、1ミリシーベルト未満が998名（62.8%）、5ミリシーベルト未満が累計で1547名（97.4%）、10ミリシーベルト未満が累計で1585名（99.7%）、10ミリシーベルト超は4名で、最大は14.5ミリシーベルト（1名）となっているとの結果が報告されており、いずれも20ミリシーベルトを下回っているとされています（上記第2、2（2）カ参照、乙3の14頁）。

次に、内部被ばくについてみると、福島県が行っているホールボディカウンターによる測定では、福島県の飯舘村の方々の預託実効線量（平成23年6月27日～平成24年10月31日の累計）は、1748人中1747人が1ミリシーベルト未満、残りの1名が1ミリシーベルト以上2ミリシーベルト未満となっており、他の市町村の方々を含めて、「全員、健康に影響が及ぶ数値ではありませんでした」とされているところです（乙7の1、7の2）。

このように、申立人らの本件事故発生当時の居住地が飯舘村であったという点を踏まえても、年間20ミリシーベルトを超える被ばくを受けた申立人らが存在したとみるべき根拠はないというべきです。

（5）まとめ

以上の科学的知見等を踏まえると、申立人が平成23年4月22日の計画的避難区域の指定前後に飯舘村に滞在していたことによって、低線量被ばくに起因する科学的根拠に基づく法的な権利侵害が生じていたとみることはできないというべきであり、申立人による初期被ばくの慰謝料に係るご請求については応ずることができません。

なお、被申立人においては、直接請求の手続において、飯舘村が平成23年4月22日に計画的避難区域に指定されていることも踏まえて（それ以前は政府指示なし。）、本件事故直後から避難を開始された方々とその後に避難をされた方々との間で賠償額に差異を設けることは望ましくないという点を考慮の上、飯舘村を含む計画的避難区域にお住まいであった住民の方々に対しては、避難者・滞在者を区別せずに、平成23年3月分、4月分及び5月分について、各月10万円の精神的損害の賠償金をお支払いしています。

このように、被申立人としては、滞在者の方々に対しても、精神的損害の賠償金を上記のとおりお支払いしているものであり、上記の政府による計画的避難区域の指定の趣旨や低線量被ばくの健康影響に関する科学的知見に加えて、飯舘村からの避難開始までの間の政府による避難指示がなされていなかった期

間中の滞在についても各月10万円の慰謝料が支払われていることからすれば、これを超えて、同滞在期間中における精神的損害の賠償義務を負うものとは解することができず、この点からも、初期被ばくの精神的損害に関するご請求には応ずることができないことをご理解いただきたいと存じます。

第3 避難慰謝料の増額に係るご請求について（申立の趣旨第3項）

1 申立人のご請求内容

申立人は、本件事故による避難慰謝料についてはいわゆる赤い本別表Ⅱの1か月の入院慰謝料が相当であるとして、被申立人が賠償をしている1人当たり月額10万円の慰謝料を含めて、1人当たり月額35万円の賠償を求めておられます（申立書2頁，77～79頁）。

2 被申立人の主張

（1）中間指針等に基づく賠償の考え方

被申立人においては、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」といいます。）18条に基づいて設置される原子力損害賠償紛争審査会の定める「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」といいます。），「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補」（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について。以下「中間指針第二次追補」といいます。）等の指針に基づいて、申立人を含む広範な地域にお住いの避難等対象者の方々に対して適正かつ公平に、避難に係る精神的損害（ただし、通常的生活費の増加分を含む。以下同じ。）の賠償を行っていきたいと考えております。

そして、中間指針等における避難慰謝料の指針については、本件事故による政府による避難指示等によって避難を余儀なくされた避難等対象者の方々の日常生活の阻害による精神的苦痛とともに、いつ自宅に戻れるかわからないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛もあることを踏まえて、第1期について月額10万円（避難所での避難については月額12万円）、第2期については5万円（ただし、被申立人は月額10万円を賠償）、第3期については避難の長期化に伴う不安の増大等を考慮して月額10万円を基礎とする精神的損害の賠償額を賠償すべき損害額として定めているところです。

このような指針が定められるに当たっては、本件が負傷を伴う精神的損害

ではないことを勘案しつつ、自賠責保険における慰謝料を参考にして、避難等対象者の精神的苦痛の大きさや生活費の増加分を考慮して定められたものであり（中間指針21頁参照）、また、その審議の過程では、過去の避難に係る裁判例（平成23年6月20日開催の原子力損害賠償紛争審査会第8回資料1-2参照）なども慎重に検討された上で、相当な賠償額の指針が定められているものです。

この点について、申立人は、いわゆる赤い本に基づく交通事故により傷害を受け入通院した場合の慰謝料額を踏まえて、当初1か月の入院慰謝料と同額の慰謝料が認められてしかるべきであり、避難等対象者には交通事故の重傷患者のような傷害がないことを考慮しても、月額35万円を下回ることはないと主張されています（申立書77～79頁）。

しかしながら、中間指針も指摘をしているとおり、本件事故に起因する避難に伴う精神的損害は傷害を伴うものではなく、また、審議の過程で参照されている過去の避難に係る裁判例等も考慮すれば、中間指針等が定めている精神的損害の賠償指針は被害者保護の観点からも十分に合理性を有するものとなっていると考えられます。

したがって、月額35万円の賠償を求めるとの申立人のご請求については応ずることができません。

（2）政府賠償方針に基づく第3期における被申立人の賠償枠組みについて

被申立人としては、平成24年6月以降の申立人を含む避難等対象者の精神的損害の賠償については、上記のとおりの中間指針及び中間指針第二次追補の指針に基づきつつ、避難指示区域の見直しを踏まえて策定された平成24年7月20日付け経済産業省発表の「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」（乙8、以下「政府賠償方針」といいます。）に基づいて、賠償をさせていただいているところです。

具体的には、この政府賠償方針では、「①2012年6月以降の精神的損害について、帰還困難区域で600万円、居住制限区域で240万円（2年分）、避難指示解除準備区域で120万円（1年分）を標準とし、一括払いを行う。②居住制限区域、避難指示解除準備区域について、解除の見込み時期が①の標準期間を超える場合には、解除見込み時期に応じた期間分の一括払いを行う。」とされています。

申立人の本件事故時の住居地は、避難指示区域の見直しに伴い帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定されており、かつ、現時点で、その解除見込時期は、長泥地区では平成23年3月11日から6年間、比曽地区・前田八和木地区・蕨平地区では平成23年3月11日から5年間、

その他の行政区では平成23年3月11日から4年間とされていますので、かかる地区にお住まいであった方々に対しては、このようなそれぞれの避難指示解除見込時期に応じた精神的損害の支払いを行っております。

このような賠償方針は、中間指針第二次追補が示した精神的損害の賠償の考え方にに基づき、かつ、実際の避難指示解除見込み時期が見込みを超えた場合にはその期間分の追加賠償を行うとする点で、各地域の避難指示解除の実情に応じて適切な賠償対応をすることを予定するものです。

(3) まとめ

以上のとおり、被申立人としては、中間指針等及び政府賠償方針に基づき、それぞれの避難指示区域の実情に応じて適切な賠償を行って参る所存であり、申立人が求めておられる月額35万円の精神的損害の賠償について応ずることができないことについてご理解をいただきたいと存じます。

なお、申立人の個別具体的な事情については各人ごとに多様であると考えられ、かかる観点からは申立人各人ごとに個々にご事情を検討する必要がありますので、「多くの申立人に共通する損害」（同7頁）についての賠償を求めるとする本集団申立において、かかる個別・具体的な事情を集团的・画一的に評価することは相当でないと考えます。したがって、被申立人としては、精神的損害の賠償に当たっては、申立人各人の個別具体的な事情に基づいて、貴センターの定める総括基準の考え方を踏まえて適切に対応をしていきたいと考えております。

第4 生活破壊の慰謝料のご請求について（申立の趣旨第4項）

1 申立人のご請求内容

申立人は、被申立人に対して、本件事故により飯舘村民としての生活を破壊し、精神的苦痛を与えた慰謝料として、1人当たり2000万円の賠償を求めておられます（申立書2頁，79～80頁）。

2 被申立人の主張

(1) 中間指針等における避難に係る慰謝料の対象について

申立人の上記請求は、本件事故により従前の居住地の環境での生活が破壊されたことによる慰謝料については、中間指針に基づく避難に係る慰謝料とは別個に、1人当たり2000万円の賠償を請求するとするものです。

しかしながら、中間指針に規定する精神的苦痛に対する慰謝料については、中間指針の21頁に明記されているとおり、「地域のコミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失し、これまでの平穏な日常生活とその基盤を奪われ、自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされた上、帰宅の見通しもつかない不安を感じる」ことについても斟酌、考慮された上で、月額10万円という第1期の精神的損害の賠償額が定められているものであり、申立人が主張されているような避難による生活の破壊、本件事故以前に享受していたコミュニティの喪失、生活基盤の喪失について考慮された上で、上記の精神的損害の賠償額が定められているものです。

したがって、申立人が主張されているようなご事情についても、中間指針が定める避難に係る慰謝料において考慮されているものであるということができます。

(2) 避難指示解除見込時期の判断を踏まえた精神的損害の賠償の枠組について

申立人が本件事故当時居住されていた飯舘村の地区は、政府による避難指示区域の見直しにより、帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域のいずれかに指定されており、これらの政府による避難指示の解除見込時期については、現時点で、長泥地区においては平成23年3月11日から6年間、比曽地区・前田八和木地区・蕨平地区では平成23年3月11日から5年間、その他の行政区では平成23年3月11日から4年間とされています。

ここでの避難指示解除準備区域とは、次のようなものであるとされています。

「年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域を「避難指示解除準備区域」に設定する。同区域は、当面の間は、引き続き避難指示が継続されることとなるが、除染、インフラ復旧、雇用対策など復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の一日でも早い帰還を目指す区域である」（乙9の8頁）。そして、その避難指示の解除に当たっては、「電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗した段階で、県、市町村、住民との十分な協議を踏まえ、避難指示を解除する」とされています（乙9の8頁）。

また、居住制限区域については、次のようなものであるとされています。

「現時点からの年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める

地域を「居住制限区域」に設定する。同区域においては、将来的に住民が帰還し、コミュニティを再建することを目指し、除染やインフラ復旧などを計画的に実施する。」とされており、「同区域は、除染や放射性物質の自然減衰などによって、住民が受ける年間積算線量が20ミリシーベルト以下であることが確実であることが確認された場合には、「避難指示解除準備区域」に移行することとする。」とされています（乙9の10頁）。

そして、政府においては、これらの区域において徹底した除染と子供への配慮、インフラ復旧・雇用対策等の対応を図ることによって早期の帰還を目指すという方針が示されており（乙9の3～5頁参照）、実際にも、飯舘村の避難指示解除準備区域及び居住制限区域において、除染等も進捗しつつある実情にあります。

（3）まとめ

被申立人としては、中間指針、中間指針第二次追補及び政府賠償方針の考え方にに基づき、政府・自治体等により除染、インフラ復旧等が今後進展することも見込まれる状況の下で、これに基づいて判断がなされる避難指示区域の解除時期を踏まえて、上記第3で述べたとおり適切な賠償を行っていく所存です。そして、避難指示解除準備区域及び居住制限区域については、避難指示の解除（見込）時期が今後後ろ倒しに変更になった場合には、その変更された期間に応じて追加の賠償を行うこととさせていただいており、かかる精神的損害に対する賠償の全体像は合理性を有するものと考えております。

以上のとおりであり、このような中間指針等及び政府賠償方針に基づく精神的損害の賠償とは別途に、2000万円の生活破壊に係る慰謝料の賠償の請求を求める申立人の上記ご請求については応ずることができないことについてご理解をいただきたいと存じます。

第5 住居確保に係る損害のご請求について（申立の趣旨第5項）

1 申立人のご請求内容

申立人は、申立人らのうち、持ち家に係る住居確保に関する損害についての提示をした者に対して、既払い金を除き、提示した賠償上限限度額までの金員を、条件を付すことなく直ちに支払うよう求めておられます（申立書2頁、81～83頁）。

2 被申立人の主張

(1) 被申立人の賠償内容の概要

この点について、被申立人は、中間指針第四次追補が定める住居確保に係る損害については、次のとおりの考え方にに基づき、持ち家をお持ちであった方々に対する賠償請求のご案内をしています（乙10）。

すなわち、本件事故発生時点において持ち家にお住まいであった方を対象に、帰還される際の建替え・修繕費用や、移住される際の住宅や宅地の購入費用をお支払いするものであり、詳細は下表のとおりです。

(1) ご請求いただける方およびお支払いの対象となる費用

	帰還される場合	移住される場合
ご請求いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 当社事故発生時点において帰還困難区域または大熊町もしくは双葉町の居住制限区域もしくは避難指示解除準備区域（以下「移住を余儀なくされた区域」）以外の避難指示区域^{*2}内にある持ち家にお住まいであった方のうち、管理不能に起因する建替え・修繕が必要である個人さま 	<ul style="list-style-type: none"> 当社事故発生時点において帰還困難区域または大熊町もしくは双葉町の居住制限区域もしくは避難指示解除準備区域（以下「移住を余儀なくされた区域」）にある持ち家にお住まいであった個人さま 当社事故発生時点において移住を余儀なくされた区域以外の避難指示区域内にある持ち家にお住まいであった方のうち、移住することが合理的と認められる個人さま
お支払いの対象となる費用	建築物、構築物・庭木に係る以下の費用のうち必要かつ合理的な範囲内の費用 <ul style="list-style-type: none"> 建替え・修繕費用 建替えに要した解体費用 建替え・修繕に係る登記費用や消費税等の諸費用 	建築物、構築物・庭木、宅地に係る以下の費用のうち必要かつ合理的な範囲内の費用 <ul style="list-style-type: none"> 再取得費用 再取得に係る登記費用や消費税等の諸費用

また、本件事故発生時点において上記「移住を余儀なくされた区域」以外の避難指示区域内にある持ち家にお住まいであった方が移住される場合については、移住される合理的なご事情として、「営業・就労」「医療・介護」「お子さまの生活環境」等の状況をご申告いただくことで柔軟に対応させていただきます。また、帰還される場合についても、管理不能に起因する建替え・修繕が必要な状況を、写真等とともにご申告いただくことで柔軟に対応させていただきます。

お支払いする賠償金額については、実際にご負担された費用が、すでにお支払いしている財物賠償の「宅地・建物・借地権」の賠償金額を超過した場合の超過分について、賠償上限金額の範囲内でお支払いいたします。

そして、賠償金のお支払い方法については、ご請求者さまご自身の費用負担を極力緩和できるよう、帰還先住居の建替え・修繕費用や移住先住居の再取得費用を実際にご負担いただく前に、不動産購入申込書、工事見積書、売買契約書等の写しをもとに、賠償金の概算額を予めお支払いさせていただきます（概算賠償）。この場合、後日、領収書等の写しを確認させていただき、実際にご負担された金額との過不足分を精算させていただくこととしています（確定賠償）。

（２）住居確保に係る損害の性質

この住居確保に係る損害については、中間指針第四次追補に基づいて賠償のご案内をしているものですが、かかる損害については、同追補上も「費用」（追加的費用）として位置付けられています。この点は、同審査会資料における以下の記載においても明らかにされています。

- ・「移住先における住宅取得のために必要な費用若しくは建替え又は大規模修繕のために必要な費用については、特に築年数の経過した住宅の事故直前の客観的な財物価値（以下「事故前価値」という。）が減価償却により低い評価とならざるを得ないこと、移住の場合に相対的に地価単価の高い地域へ移住する蓋然性が高いこと等から、当該被害者の所有する住宅（又は宅地）に係る事故前価値を超える場合もあり得ると認められる。…このため、被害者が移住を余儀なくされる場合又は帰還可能な場合における、住宅の確保に要する費用のうち、元の住宅（又は宅地）に係る事故前価値を超える必要かつ合理的な追加的費用については、住居確保損害（仮称）として、従来の東電の賠償実務における財物損害とは別に賠償すべき損害と認められる。」（平成25年11月22日開催の第37回原子力損害賠償紛争審査会配布資料2-1の1頁参照）
- ・「移住が合理的と認められ、移住先の地価単価が被災地の地価単価より高い場合には、現行の財物賠償に加え、移住先の土地を入手する際に生じる追加的費用の全部又は一部を賠償する。」（平成25年12月9日開催の第38回原子力損害賠償紛争審査会配布資料1-2の1頁参照）

その上で、中間指針第四次追補の2. 指針Ⅰ)は、賠償すべき損害として、住宅については、「住宅（建物で居住部分に限る。）取得のために実際に発生した費用」と「本件事故時に所有して居住していた住宅の事故前価値」と

の差額であって、両者の価値の差額の75パーセントを超えない額とし、宅地についても、「宅地（居住部分に限る。以下同じ。）取得のために実際に発生した費用」と「事故時に所有していた宅地の事故前価値」との差額（ただし、所有していた宅地面積が400平方メートル以上の場合には、400平方メートル相当分の価値を事故前価値とし、取得した宅地面積についても、福島県都市部での平均宅地面積を取得した宅地面積とする等としています。）としています。

このように、この住居確保に係る損害の賠償に当たっては、事故前の住居の財物価値（被申立人が別途賠償しています。）を超えて、現実に移住等に伴う費用負担をした場合に、必要かつ合理的な範囲でこれを原子力損害とみるものです。

そして、実際には帰還される方も移住される方もいらっしゃる中で、その選択に応じて、また、移住先の地価に応じて、実際に生じ得る上記追加的費用の金額は大きく異なり得ると考えられますが、被申立人においては、中間指針第四次追補の上記考え方にに基づき、先行する財物賠償額を基礎として、賠償上限金額を設定して、その範囲内で、実際の支出をされる方々に対して賠償をさせていただいています。

したがって、このような中間指針第四次追補の指針に基づき、住居確保に係る損害として、申立人ら個々のご事情を踏まえて、実際の支出額又はその蓋然性を確認できる資料をご提出いただいたうえでお支払いをさせていただくことは十分に合理的であり、むしろ、実際に支出が行われておらず、そのような支出が行われるかどうか、行われるとして事故前の財物価値を超えてどの程度の金額の負担がなされるかが不明である状況の下で、「賠償上限金額」（被申立人が中間指針第四次追補の考え方にに基づく賠償の上限としてご案内の便宜上算出しているものです。）の限度で損害が現実化して発生していると認定することは相当ではなく、そのような考え方は、中間指針第四次追補の指針の定めとも異なるといわざるを得ません。

この点について、申立人は、損害が発生していることを前提として、賠償金の実際の用途は制限されるべきでないと主張されていますが（申立書82～83頁）、上記のとおり、かかる費用支出がなされていない段階では、損害の認識をすることはできないというべきです。

したがって、被申立人が提示する賠償上限金額を、条件を付さずに直ちに支払うように求める申立人のご請求には応ずることができません。

- (3) 飯舘村の避難指示解除準備区域又は居住制限区域にお住まいの従前の住居が持ち家であった方々に対する住居確保に係る損害の賠償について

また、飯館村の避難指示解除準備区域又は居住制限区域にお住いで従前の住居が持ち家であった方々については、中間指針第四次追補2（指針）Ⅰに定められている移住を余儀なくされた方々には当たりませんが、同指針Ⅱに基づき、移住等することが合理的であると認められる場合には賠償の対象となるものとされており、被申立人においては、上記（1）でも述べたとおり、この点に関して、移住される合理的なご事情として、「営業・就労」「医療・介護」「お子さまの生活環境」等の状況をご申告いただくことで柔軟に対応させていただくことにしています。

したがって、この点については、申立人毎の個別のご事情に基づいて、かつ、実際の支出又はその蓋然性の確認をさせていただくことを前提として対応をさせていただく必要がありますので、多数の申立人について、集团的・画一的に評価することはできないものであることについてご理解をいただきたいと存じます。

第6 謝罪等のご請求について（申立の趣旨第1項、同第6項）

上記のほか、申立人におかれましては、被申立人に対する謝罪の請求及び弁護士費用の請求をされておられます。

このうち、謝罪のご請求につきましては、冒頭でも申し上げましたとおり、本件事故により申立人の皆様に多大なるご迷惑をおかけしたことについて改めてお詫び申し上げます。

また、弁護士費用のご請求につきましては、本和解仲介手続において認容される和解金額をお支払いするに当たっては、貴センターの総括基準に基づいて、適切に対応をさせていただきたいと考えております。

以 上

【提出証拠】

- 乙 1 「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」の設定について」（平成23年4月22日，原子力被災者生活支援チーム）
- 乙 2 「計画的避難区域について」（平成23年4月15日，内閣官房）
- 乙 3 「報告書」（平成23年12月22日，低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ）
- 乙 4 「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」報告書に基づいた健康への影響とこれからの取組み」（平成24年2月，パンフレット，内閣官房）
- 乙 5 「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について（通知）」（平成23年4月19日，文部科学省）
- 乙 6 「年間20ミリシーベルトの基準について」（平成25年3月，経済産業省）
- 乙 7 の 1 「ホールボディカウンタ測定の評価について」（平成24年2月1日，福島県）
- 乙 7 の 2 「ホールボディカウンターによる内部被ばく検査の実施状況」（10月実施分）（平成24年11月以降，福島県）
- 乙 8 「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」（平成24年7月20日，経済産業省）
- 乙 9 「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成23年12月26日，原子力災害対策本部）
- 乙 1 0 「住居確保に係る費用の賠償および住居以外の建物修復に係る費用の賠償に関するご案内について」（平成26年4月30日，被申立人プレスリリース）